

令和2年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の概要

調達の現状分析（令和元年度実績）

1 契約全体の現状 契約全体⇒802件、約368億円

- (1) 競争性のある契約 665件 約255.2億円
- (2) 競争性のない契約 137件 約112.3億円

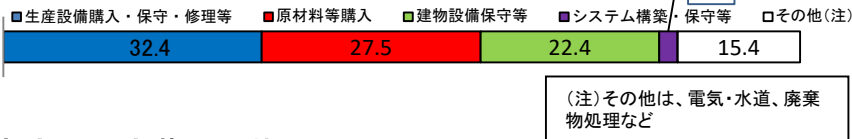
※ 当法人は、日本銀行券、官報、旅券等極めて公共性の高い製品を製造する役割を担っており、その契約は、製造に係る契約が、大宗を占めている。
(製造関係契約 約298億円 (81.2%)、その他の契約 約69億円 (18.8%))

契約全体(約368億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約のうち生産設備購入・保守・修理等（約97億円）、原材料等購入（約82億円）、建物設備保守等（約67億円）、システム構築・保守等（約7億円）の契約の合計金額が約252億円となり、全体の84.6%を占めている。

製造関係契約における契約分類割合(約298億円)



2 一者応札・応募の現状

一者：172件 約94億円、二者以上：472件 約159億円

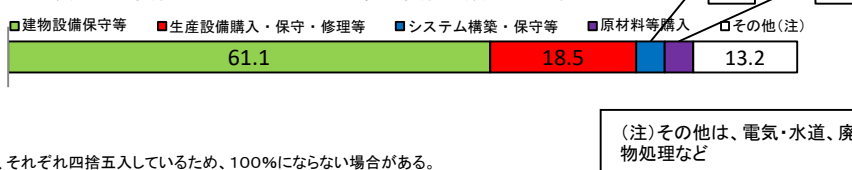
※ 一者応札・応募においても、製造に係る契約が、大宗を占めている状況にある。
(製造関係契約 約86億円 (92.1%)、その他の契約 約7億円 (7.9%))

一者応札・応募(約94億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合では、建物設備保守等（約53億円）、生産設備購入・保守・修理等（約16億円）、システム構築・保守等（約3億円）原材料等購入（約3億円）の契約の合計金額が約75億円となり、全体の86.8%を占めている。

製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合(約86億円)



割合は、それぞれ四捨五入しているため、100%にならない場合がある。

調達等合理化計画の取組内容

1 重点的に取り組む分野

- (1) 契約業者が一に限定される「原材料等の購入」及び「生産設備の購入・保守・修理等」の調達については、合理的な契約方式（随意契約）による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
- (2) 契約業者が一に限定されないものの、これまでの取組において、一者応札が解消されていない「原材料等の購入」、「生産設備の保守・修理等」及び「生産設備以外の保守・修理等」の調達、並びに特定の専門的な知識を有する者に限定される「生産設備の購入」の調達については、合理的な契約方式（公募）による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
- (3) 更なる調達の合理化を図るため、要件を整理したうえで、契約監視委員会において、随意契約移行可否の審議を受ける。

2 調達に関するガバナンスの徹底

- (1) 随意契約等に関する内部統制の確立
- (2) 不祥事の発生 of 未然防止の取組

3 継続的な取組

- (1) 随意契約に係る取組
 - ① 競争性のない随意契約理由等の厳格な審査、② 少額随意契約の見直し
- (2) 一者応札・応募に係る取組
 - ① 入札参加申込期間の十分な確保、② 仕様書の見直し、③ 履行準備期間の十分な確保、④ 競争参加資格の拡大、⑤ 電子入札の活用、⑥ 契約発注情報の公表等

4 自己評価の実施

- (1) 調達等合理化計画の自己評価は、各事業年度に係る業務実績の評価の一環
- (2) 主務大臣に報告後、主務大臣による評価
- (3) 主務大臣による評価を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映

5 推進体制

- (1) 調達等合理化・契約検証委員会
平成30年度に制定した「国立印刷局調達等合理化・契約検証委員会規則」に基づき、設置された調達等合理化・契約検証委員会が調達等合理化計画に定める各事項を着実に実施する。
総括責任者：本局財務部を所掌する理事、副総括責任者：財務部長
委員：本局の室及び部の長並びに次長、財務部参事（契約担当）、財務部財務課長及び財務部契約課長、事務局：財務部契約課
- (2) 契約監視委員会（監事2名、外部有識者3名）
 - ① 調達等合理化計画策定の際の点検、② 自己評価の際の点検、③ 理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検

6 公表

- (1) 調達等合理化計画
- (2) 自己評価結果
- (3) 契約監視委員会における審議概要